

農 業 経 営 基 盤 の 強 化 の 促 進 に 関 す る
基 本 的 な 構 想

令 和 5 年 9 月
春 日 部 市

目 次

第 1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標・・・・・・・・・・・・・・・・	4
第 3	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標・・・・・・・・	10
第 4	農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項・・	10
	1. 農業を担う者の確保及び育成の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・	10
	2. 市が主体的に行う取組・・・・・・・・・・・・・・・・	10
	3. 関係機関との連携・役割分担の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・	10
	4. 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための 情報収集・相互提供・・・・・・・・・・・・・・・・	10
第 5	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標・・・・・・・・	11
	1. 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標・・	11
	2. 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標・・・・・・・・	11
第 6	農業経営基盤強化促進事業に関する事項・・・・・・・・	12
	1. 法第 18 条第 1 項の協議の場の設置の方法、法第 19 条第 1 項に規定する 地域計画の区域の基準その他法第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業に関する事項・・	12
	2. 農地中間管理事業、農地中間管理機構が行う特例事業の実施を促進する事業 に関する事項・・・・・・・・	13
	3. 農用地利用改善事業の実施を促進する事業に関する事項・・・・・・・・	13
	4. 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進 その他の委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業に関する事項・・	15
	5. 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び 確保を促進する事業に関する事項・・・・・・・・	16
	6. 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項・・・・・・・・	16
	7. その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業に関する事項・・	17
第 7	その他・・・・・・・・	17